



飲んだら乗るな

酒気帯び運転

3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

酒酔い運転

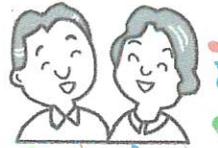
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

昨年十一月から施行されている、改正道交法で飲酒運転（酒気帯び・酒酔い）は「自転車だから」は通用しません即座に「**赤切符**（交通反則告知票）」が交付されて、（左図）の罰則が適用されます。

自転車改正道交法について

なかよし

仲間づくり
健康づくり
生きがい作り



駅前居酒屋まで少し距離があるので、つい自転車に乗りませんか？
絶対ダメですよ

① 酒気帯び運転

呼吸一リットル中0・15mg以上のアルコールが検出された場合（ビール缶一本程度でも）アウトの可能性あり。

② 酒酔い運転

アルコールの影響により正常な運転が出来ない状況で運転する行為で、行政処分だけでなく、刑事罰の手続き受け、警察の取り調べと、検察庁へ書類送検されます。

③ 運転した本人以外も罰せられます

- ・ 自転車を貸した人
- ・ 運転者と同じ罰則
- ・ お酒の提供者
- ・ 酒気帯びと同様罰
- ・ 同乗した人
- ・ 知りながら同乗した場合同罪

④ 対策

- ・ 自転車を降りて、押して歩くこと
- ・ 歩行者になれ
- ・ 坂道しんどいな

四月一日から自転車に関する道路交通法が改正されます。

16歳以上の違反に対し、**青切符**「反則金」制度が導入されます。紙面の都合で、113種類の違反、全てを掲載することは出来ませんので違反例のみ（左図）掲載致します。



携帯電話の使用
反則金 12,000円



信号無視
反則金 6,000円



警報機が鳴っている踏切への立ち入り
反則金 7,000円



イヤホン等を使用
反則金 5,000円



一時不停止
反則金 5,000円



二人乗り
反則金 3,000円

左側通行・信号遵守・夜間ライトの点灯など違反内容に応じて反則金が科せられ、未納や悪質な場合には刑事処分に移行するため、基本ルールの遵守が重要です。

参考 警察庁 交通局
つぶやき人

俳句・川柳コーナー



花だよりに
お洒落して
歩け歩くと万歩計

鉢植えの
家庭菜園
生きがいに

薄味に
馴れて余生に
灯がともる

取り外し
出来る便利な
歯を磨く

北寿会
Y・S

お知らせコーナー

四月バス研修旅行

実施日 四月八日(水)
行き先 和歌山(山中狭・桃源郷)

桃源郷の梅



三月役員定例会

日時 三月十三日(金)
午後4時30分より定例会

※注意 30分早く来ています
午後5時から
自転車道交法改正について
講習会 都島警察より

場所 東都島福祉会館
各クラブ会長・女性部長
部会長の二十七名で
実施いたします。

※令和7年度
育成補助金報告書一式
提出お願い致します